

令和 6 年 5 月 2 4 日
八 幡 総 合 支 所 作 成

専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、報告するものです。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和 6 年 2 月 1 日（木） 午後 2 時 3 0 分 |
| 2 | 事故発生場所 | 酒田市市条字上川原 5 番地の 1 北東側 市道上川原団地 2 号線丁字路 |
| 3 | 損害賠償額 | 1 1 0, 3 4 6 円 |
| 4 | 事故の状況 | 市営住宅巡回業務の運転中、丁字路に差し掛かり停止しようとして減速をしたところ、左前方から右折してきた相手方車両に気付くのに遅れ、接触してしまったもの。 |
| 5 | 示談の案 | 市 6 5 %、相手方 3 5 %の責任割合とする。 |

令和6年5月24日

建設部土木課作成

専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、相手方との示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

記

1. 事故発生日時 令和6年3月6日（水） 午前9時15分頃
2. 事故発生場所 酒田市飛鳥字堂之後83-3（市道渡辺道線）
3. 被害者 酒田市在住 20代 男性

4. 被害物件等

被害物件	被害状況	損害賠償の額
車両	フロントバンパー 及び左ドア損傷	104,720円

5. 過失割合 市100%：相手方0%

6. 専決年月日 令和6年5月10日



道路側溝 蓋受け部分破損状況
(鉄筋が露出立ち上がり)



被害車両 フロントバンパー損傷

酒田市税条例の一部改正について

1 経過及び改正の理由

令和 6 年度の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布、令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、酒田市税条例の一部を改正するもの。

なお、令和 6 年 4 月 1 日から直ちに適用する必要があるものについては、先に専決処分している。

2 主な改正内容及び施行年月日

（１）個人住民税関係

- ・ 所得税と同様に公益信託の信託事務に関連する寄付金を寄附金税額控除の対象とする
- ・ 公益法人等に係る市民税の課税の特例に関する規定の削除
(いずれも公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日施行)

（２）固定資産税関係

わがまち特例に関する規定の追加（令和 6 年 4 月 1 日から適用）

- ・ 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）を追加
- ・ 一体型滞在快適性等向上事業(※1)により整備した固定資産を追加

※1 「官民一体で、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域において、市町村が行う公共施設の整備（歩道の拡幅や、都市公園における芝生広場の整備等）と一体となって行われる、土地所有者等（民間事業者）による交流・滞在空間（※2）を創出する事業

※2 土地所有者等が民地を誰もが利用できるオープンスペースとしたり、既存建物の低層部をオープン化（ガラス張り化等）したりする事業

酒田市都市計画税条例の一部改正について

1 経過及び改正の理由

令和 6 年度の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 3 0 日に公布、令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、酒田市都市計画税条例の一部を改正するもの。

なお、令和 6 年 4 月 1 日から直ちに適用する必要があるものについては、先に専決処分している。

2 改正内容

（１）都市計画税に関する規定

- ・ 一体型滞在快適性等向上事業（※1）により整備した固定資産を追加
- ・ 上記規定の追加に伴う、項ずれの修正

※1 官民一体で、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域において、市町村が行う公共施設の整備（歩道の拡幅や、都市公園における芝生広場の整備等）と一体となって行われる、土地所有者等（民間事業者）による交流・滞在空間（※2）を創出する事業

※2 土地所有者等が民地を誰もが利用できるオープンスペースとしたり、既存建物の低層部をオープン化（ガラス張り化等）したりする事業

3 施行年月日

公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

酒田市過疎地域固定資産税課税免除条例の一部改正について

1 経過及び改正の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 4 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、酒田市過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 適用期限の延長

- ・適用期限を 3 年延長し、令和 9 年 3 月 3 1 日まで取得した設備を対象とする。

3 施行年月日

公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

酒田市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除
又は不均一課税に関する条例の一部改正について

1 経過及び改正の理由

地域再生法等の一部改正に伴い、酒田市地方活力向上地域等における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 適用期限の延長

- ・施設整備計画が認定を受ける期間を 2 年延長（令和 8 年 3 月 3 1 日まで）

(2) 課税免除対象施設の追加

- ・特定業務児童福祉施設を追加（特定業務施設の新設と併せて整備する場合に限る）

3 施行年月日

公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。2(2)は、令和 6 年 4 月 1 9 日（地域再生法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 1 7 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日）から適用する。

令和 6 年 5 月 2 4 日
健康福祉部高齢者支援課作成

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

介護保険法の過去の改正により本条例の引用箇所と条ずれ等が生じていること、また、介護保険法施行規則改正に伴う本条例の引用箇所の変更及び主任介護専門員の定義について改正があったため、所要の改正を行うものです。

2 主な改正内容

(1) 介護保険法の改正による条ずれに対応する改正

- ① 原因 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法の改正
- ② 内容 本条例を制定する根拠を「介護保険法第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項」を「第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項」に改正、包括的支援事業の定義を改正

(2) 介護保険法施行規則の改正による地域包括支援センター運営協議会の定義条項の変更に対応する改正

- ① 原因 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）
- ② 内容 地域包括支援センター運営協議会の定義条項の変更に対応
介護保険法施行規則「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改正

(3) 介護保険法施行規則の改正による主任介護支援専門員の定義の改正

- ① 原因 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 48 号）
- ② 内容 主任介護支援専門員を改正省令の規定に合わせ「介護支援専門員であって、省令第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあたっては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」と定義するもの。

3 施行期日

公布の日から

1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）（抜粋）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正

新	旧
(地域包括支援センター) 第 115 条の 46 地域包括支援センターは、<u>第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第 115 条の 45 第 2 項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）</u>その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。 (略) <u>5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。</u> (地域支援事業) 第 115 条の 45 (略) 2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 一 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業	(地域包括支援センター) 第 115 条の 46 地域包括支援センターは、<u>前条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）</u>その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。 (略) <u>4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。</u> (地域支援事業) 第 115 条の 45 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 一 (略) 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その

二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業 三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業 四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。） 五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業 六 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業	他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
---	---

2 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）（抜粋）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正

新	旧
（法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準） 第140条の66 法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。	（法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準） 第140条の66 法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第 115 条の 46 第 5 項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイからハまでに掲げる基準 イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 <u>(地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。))又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。))</u>が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)により、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)は、原則として次のとおりとすること。 (1)～(3) (略) ロ (略) ハ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場	一 法第 115 条の 46 第 5 項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準 イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 (1)～(3) (略) (新設) ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場
--	--

合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。 (1) (略) (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 2 条第 2 項に規定する合併市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合 (3) (略) 二 (略)	合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。 (1) (略) (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 2 条第 2 項に規定する合併市町村又は地方自治法第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（<u>指定居宅サービス事業者等（法第 22 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第 1 号被保険者若しくは第 2 号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）</u>）において認められた場合 (3) (略) 二 (略)
---	--

3 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 48 号）

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正

新	旧
(法第 115 条の 46 第 6 項の厚生労働省令で定める基準) 第 140 条の 66 法第 115 条の 46 第 6 項の厚生労働省令で定める基準は、次の	(法第 115 条の 46 第 6 項の厚生労働省令で定める基準) 第 140 条の 66 法第 115 条の 46 第 6 項の厚生労働省令で定める基準は、次の

各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第 115 条の 46 第 5 項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準 イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 (1) ・ (2) (略) (3) <u>主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この(3)において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 一人</u> ロ (略) 二 (略)	各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第 115 条の 46 第 5 項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準 イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 (1) ・ (2) (略) (3) <u>主任介護支援専門員（第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人</u> ロ (略) 二 (略)
--	---

令和 6 年 5 月 2 4 日
総 務 部 総 務 課 作 成

物品の取得について（業務用パソコン）

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 業務用パソコンの購入 |
| 2 | 取得物品 | 業務用パソコン 190台 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 | 仮契約年月日 | 令和6年4月11日 |
| 5 | 取得金額 | 27,827,800円

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額2,529,800円) |
| 6 | 契約の相手方 | 酒田市京田二丁目69番8号
株式会社管理システム
代表取締役 今 野 修 |
| 7 | 納入期限 | 令和6年10月31日 |

仮 契 約 書

1 契約の目的 業務用パソコンの購入

2 数量 業務用パソコン 190台

3 契約金額 27,827,800円

内訳	売買代金	25,298,000円
	取引に係る消費税額及び地方消費税額	2,529,800円

4 納入期限 令和6年10月31日

上記について、酒田市長 矢口 明子 と 株式会社 管理システム 代表取締役 今野 修 は、地方自治法第96条第1項第8号及び酒田市契約及び財産に関する条例第3条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し双方記名押印の上、これを株式会社 管理システム 代表取締役 今野 修 が保有する。

令和6年4月11日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号

氏 名 酒 田 市 長 矢 口 明 子

受注者 住所又は所在地 酒田市京田二丁目69番8号

氏名又は名称 株式会社 管理システム

代表者氏名 代表取締役 今 野 修

物品入札調書

9:10

第 142 号

1. 所 属 年 度 令和6年度
2. 入 札 年 月 日 令和6年4月11日執行
3. 名 称 業務用パソコンの購入
4. 納 品 場 所 市役所本庁舎、各総合支所及び各出先施設
5. 執 行 者 契約検査課長 佐々木 豪
6. 執 行 立 会 者 主任本間巧磨

7. 落札金額は、下記の金額に 1.1 を乗じて得た金額とする (円未満切捨て)

8. 経 過

NO.	入 札 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1.	納管理システム 代表取締役 今野 修 TEL 41-1355	25,298,000 決			
2.	キューブワン情報㈱ 代表取締役 芳賀 吉徳 TEL 31-7191	軒屋			
予定価格 (消費税額及び地方消費税額を含まず。)					円

本件は、酒田市議会の議決 (可決) が
あった後に、正規の契約を締結する
ものです。

製品構成（仕様は全て同等以上を可とする。）
機種 Endeavor NL2000E 190 台 (※同等品以上であればこれに限らない)
OS: Windows 11 Pro 64bit
15.6 型 フル HD 液晶(1920×1080)
インテル® Core™ i5-1235U プロセッサー(10 コア/1.3GHz)
CPU 内蔵 UHDグラフィックス(標準搭載)
8.0GB(8.0GB×1) PC5-4800 DDR5 SDRAM
128GB SSD DRAM レス、PCI Express x4 Gen3 (NVMe): 8GB/s
パーティション分割なし
スリム DVD-ROM ドライブ シリアル ATA 対応(添付ソフトあり)
日本語対応 107 キー(10 キー付き)(標準搭載)
タッチパッド(標準搭載)
内蔵カメラ(HD(720p)解像度対応、約 92 万画素)(標準搭載)
インテル® ハイ・デフィニション・オーディオ (標準搭載)
1000Base-T/100Base-TX/10Base-T 対応ネットワーク機能(標準搭載)
インテル® PTT(TPM 2.0)(標準搭載)
インテル® Wi-Fi 6E (IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n)無線 LAN+Bluetooth 5.3 内蔵
SD メモリーカードスロット(標準搭載)
USB3.2 Gen2(Type-C × 1) USB3.2 Gen2(Type-A × 2) USB2.0 × 2(標準搭載)
AC アダプター AC100V(50/60Hz)(標準搭載)
標準バッテリー(BT4114-B)(標準搭載)
1 年間無償 お預かり修理(PC 本体)※3 年間部品保証(標準)
セキュリティ対策ソフトウェアなし

令和 6 年 5 月 2 4 日
教育委員会学校教育課作成

物品の取得について（スクールバス）

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | スクールバスの購入 |
| 2 | 取得物品 | 中型バス 2 台 |
| 3 | 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 | 取得の金額 | 3, 4 8 5 万 9, 2 8 0 円 |
| 5 | 取得の相手方 | 酒田市北浜町 2 番 8 9 号
株式会社庄交コーポレーション
酒田地区総括部長 阿 部 紀 久 |
| 6 | その他 | 八幡地区及び平田地区で運行している小・中学校の
スクールバスをそれぞれ更新します。 |

仮 契 約 書

- 1 契約の目的 スクールバスの購入
- 2 数量 2 台
- 3 契約金額 34,859,280 円

内訳	売買代金	31,500,000 円
	取引に係る消費税額及び地方消費税額	3,150,000 円
	自動車重量税	82,000 円
	自動車損害賠償責任保険料	24,100 円
	リサイクル料	86,380 円
	預かり法定費用	16,800 円

- 4 納入期限 令和7年3月25日

上記について、酒田市長 矢口 明子 と株式会社庄交コーポレーション 酒田地区総括部長 阿部 紀久は、地方自治法第96条第1項第8号及び酒田市契約及び財産に関する条例第3条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し双方記名押印の上、これを株式会社庄交コーポレーション 酒田地区総括部長 阿部 紀久が保有する。

令和6年5月9日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号

氏 名 酒 田 市 長 矢 口 明 子

受注者 住所又は所在地 酒田市北浜町2番89号

氏名又は名称 株式会社庄交コーポレーション

代表者氏名 酒田地区総括部長 阿部 紀久

物品入札調書

9:05

第 190 号

1. 所 属 年 度 令和6年度
2. 入 札 年 月 日 令和6年5月9日執行
3. 名 称 スクールバスの購入
4. 納 品 場 所 八幡総合支所・平田総合支所
5. 執 行 者

課長補佐兼係長 阿 部 市 範

6. 執 行 立 会 者

主任本間巧磨

7. 落札金額は、下記の金額に 1.1 を乗じて得た金額とする (円未満切捨て)

8. 経 過

NO.	入 札 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1.	㈱庄交コーポレーション 酒田地区総括部長 阿部 紀久 TEL 33-2270	31,500,000 ⁰ 決			
2.	荘内自動車工業㈱ 代表取締役 阿部 富美子 TEL 23-5855	32,280,000			
予定価格 (消費税額及び地方消費税額を含まず。)					円

本件は、酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものです。

スクールバス 仕様書

納入先	八幡総合支所、平田総合支所
納品期限	令和7年3月25日
台数	2台

項 目	規 格
車種	中型バス
乗車定員(補助席を含む)	45人(固定席37、補助席7、運転席1)
扉	自動前扉(折戸)
総排気量	5000～6000L程度
最高出力 kw[PS]/rpm(ネット値)	160～180 [220PS以上] / 2,000程度
トランスミッション	6速AMT
車輦寸法 全長	8990mm程度
車輦寸法 全幅	2340mm程度
車輦寸法 全高	3000mm～3100mm程度
車輦寸法 ホイールベース	4490mm程度
客室内寸法 長さ	7750mm～8000mm程度
客室内寸法 幅	2100mm～2150mm程度
客室内寸法 高さ	1900mm～2000mm程度
最低地上高	190mm～210mm程度
駆動方式	後輪駆動
タイヤ	6本(ホイール付き、スチール可) 現年度生産品で国内産製品に限る。
燃料	軽油
燃料タンク容量	130～190L程度
乗車ステップ	2段ステップ
【その他 仕様】	
客室形状	補助席を降ろして5人並び7列+4人並び1列+後部座席5人並び1列
(客席・乗降口・運転席)	
① 客席シート	ハイバック固定式シート、トリコット張り、背面グリップ付、全席シートベルト付き、灰皿無
② 補助席	トリコット張り、全席シートベルト付き
③ バックアイカメラ&モニター(カラー)	あり
④ 荷物棚脱落防止	あり
⑤ デジタル時計	あり
⑥ 大型ルームミラー	あり
⑦ AM/FMラジオ(マイク付)	あり
⑧ ドライバー用荷物棚	あり
⑨ タコグラフ(1日用)	あり
⑩ 運転席リクライニング	あり
⑪ 運転席回転式サンバイザー	グレースモーク
⑫ バックミラーヒータ付	あり
⑬ 前ステップ照射灯	あり
⑭ マーカーランプ	あり

項 目	規 格
(通風・冷暖房)	
① 温水式ヒーター	寒冷地プレヒーター付、概ね14,000kcal以上
② 直結式オートクーラー	あり
③ デフロスター	あり
④ 天井換気扇	あり(1個以上)
⑤ 運転席窓・前扉ヒーター付	あり
⑥ ステップヒータ	あり
(安全対策)	
① ABS	あり
② 坂道発進補助装置	あり
③ エンジン火災警報装置	あり
④ エアサスペンション	あり
⑤ ドライブレコーダー	前後2カメラ:常時録画、衝撃録画マイクロSD(4GB)への常時記録(上書きタイプ)※シガーソケットからの電源供給は不可
⑥ ドライブレコーダー解析ソフト	なし
(内装)	
ステップ踏み板	アルミ張り、縁滑り止め
ステップ踏込板	ステンレス
(室外)	
バス塗装	デザインマークはシール対応 その他は通常塗装、別紙参考図面のとおり
文字記入	シール対応 正面、両側面に「酒田市スクールバス」 文字の大きさ:10cm×10cm、文字色:黒色
足回り錆止め塗装	あり
スクールバス表示板	マグネット式 4枚(1辺50cmの正三角形3枚、1辺30cmの正三角形1枚)
荷物入れトランク(ランプ付)	左側2スパン
スタッドレスタイヤ	6本(ホイール付き、スチール可) 現年度生産品で国内産製品に限る。
(シャーシ)	
パワーステアリング	あり
(その他、付属品)	
その他事項	平成28年排出ガス規制適合、寒冷地仕様
付属品	スペアタイヤ1本、タイヤチェーン1セット、標準工具、愛車セット フロアマット(運転席)、車輪止め、赤旗、三角表示板、消火器
現使用車引き取り	なし
自動車重量税	入札価格に含まない(契約額には含む)
自賠責保険料	入札価格に含まない(契約額には含む)
リサイクル料	入札価格に含まない(契約額には含む)
預かり法定費用	入札価格に含まない(契約額には含む)
その他の登録費用一式 ※公用のため自動車税及び取得税は免除	入札価格に含む
任意保険	不要
(参考品)	
メーカー、型式	いすゞガーラミオ、2DG-RR2AJDJ ※同等品可

令和6年5月24日
建設部土木課作成

物品の取得について（除雪ドーザ）

除雪機械の老朽化に伴う更新により、冬期間の交通渋滞の緩和と通行の安全確保を図るために除雪機械を取得するにあたり、議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 取得の目的 | 除雪ドーザ（11t級）の購入 |
| 2 取得物品 | 除雪ドーザ 1台 |
| 3 取得の方法 | 条件付き一般競争入札による取得 |
| 4 仮契約年月日 | 令和6年5月9日 |
| 5 仮契約金額 | 20,358,700円（消費税、自賠責保険料含む） |
| 6 仮契約の相手方 | コマツ山形株式会社 庄内支店 |
| 7 納入期限 | 令和7年3月31日 |

仮 契 約 書

1 契約の目的 除雪ドーザ（11 t 級）の購入

2 数量 1 台

3 契約金額 20,358,700 円

内訳	売買代金	18,500,000 円
	取引に係る消費税額及び地方消費税額	1,850,000 円
	自動車損害賠償責任保険料	8,700 円

4 納入期限 令和7年3月31日

上記について、酒田市長 矢口 明子 と コマツ山形株式会社 庄内支店 支店長 帯刀 洋喜 は、地方自治法第96条第1項第8号及び酒田市契約及び財産に関する条例第3条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し双方記名押印の上、これをコマツ山形株式会社 庄内支店 支店長 帯刀 洋喜 が保有する。

令和6年5月9日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号

氏 名 酒 田 市 長 矢 口 明 子

受注者 住所又は所在地 酒田市広野字中曽美1番地1

氏名又は名称 コマツ山形株式会社 庄内支店

代表者氏名 支 店 長 帯 刀 洋 喜

物品入札調書

9:10

第 193 号

1. 所 属 年 度 令和6年度
2. 入 札 年 月 日 令和6年5月9日執行
3. 名 称 除雪ドーザ（11 t 級）の購入
4. 納 品 場 所 酒田市浜松町地内土木課防災保安施設
5. 執 行 者 課長補佐兼係長 阿 部 市 範
6. 執 行 立 会 者 主任本間巧磨

7. 落札金額は、下記の金額に 1.1 を乗じて得た金額とする（円未満切捨て）

8. 経 過

NO.	入 札 者	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1.	コマツ山形㈱ 庄内支店 / 支店長 帯刀 洋喜 / TEL 91-1533	18,500,000 円			
2.	日本キャタピラー合同会社 酒田営業所 所長 村上 祐一 / TEL 31-4522	19,100,000			
予定価格（消費税額及び地方消費税額を含まず。）					円

本件は、酒田市議会の議決（可決）があつた後に、正規の契約を締結するものです。

令和6年5月24日
建設部土木課作成



※ 過年度に納入された同型機種 (除雪ドーザ (11t級))